

平成 28 年 9 月 26 日

看護学教育研究支援センター<教育研究実践支援部門>
研究支援利用のご案内

1. 対象者
 - 佐賀県内に勤務する看護職者
2. 申請受諾の基準
 - 申請者の研究計画立案から学会発表までの研究活動を支援するものである
 - 除外要件（修士の学位をもっている人、院内発表、など）
3. 申請期間
 - 前期：3月1日から4月30日
 - 後期：9月1日から10月31日
4. 申請書の提出
 - ・ 学外からの申請（組織）：教育研究実践支援申請書を担当窓口へ提出する
 - ・ 学外からの申請（個人）：教育研究実践支援申請書を担当窓口へ提出する。この際、上司の推薦書の提出が必要である。（様式自由）
 - ・ 附属病院看護部からの申請：看護部を通じて教育研究実践支援申請書を部門長へ提出する。
5. 担当教員の決定方法
 - 1) 研究支援の部門長は、申請目的に応じて担当教員を決定する。
 - 2) 申請者より担当教員の希望があった場合、また既に担当する教員の内諾が得られている場合は、これを尊重する。
6. 支援方法
 - 1) 研究支援は、担当教員が申請者へ連絡する時点から開始する。
 - 2) 担当教員は、申請目的が達成できるように支援する。
 - 3) 研究支援は、原則として面接（大学）で行う。
7. 報告書の提出
 - 1) 申請者は、研究支援終了後1か月以内に、担当教員へ報告書を提出する。
 - 2) 申請者は、研究を中断する場合や学会発表に至らなかった場合に、その理由を記した報告書を担当教員へ提出する。
8. 大学内で利用できる設備
 - 1) 大学内で学習する場合は、看護学科棟6階の看護学教育研究支援センターを利用する。（使用マニュアルを参照）
 - 2) 図書館利用証発行申請書を図書館へ提出・受理された者については、学内者扱いとして医学書（図書・雑誌）の貸し出し、および文献複写の申し込みが可能となる。